

令和2年笛吹市議会第1回臨時会

令和2年第1回臨時会を招集しましたところ、御多忙にもかかわらず早速御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策については、国は4月16日に、都市部からの人の移動等により、感染拡大の傾向が見られるため、地域の流行を抑制し、人の移動を最小化する観点から、緊急事態宣言対象区域を、7都府県から全都道府県に拡大しました。

これを受け、長崎知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、山梨県全域において、4月20日から5月6日までの間、緊急事態措置として、県民に対し、生活の維持に必要な場合を除いては、原則外出しないことと、事業者に対し、休業等の協力を要請しました。

市では、部長以上で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部において、県内における発生状況等を踏まえ、小中学校の臨時休校、公共施設の臨時休館、保育所への登園自粛要請などを決定し、感染拡大防止を図るとともに、臨時休校や登園自粛要請に伴う保護者負担を軽減するための対策なども進めております。

また、市民の皆様の生活を支えるために必要な市役所の機能を維持するため、新型コロナウイルス感染拡大の防止等として、職員の早出、遅出による交代勤務や庁舎内の会議室などでの分散勤務などを行っております。

この難局を乗り越えるため、議員各位をはじめ、市民の皆様におかれましては、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年4月24日

笛吹市長 山下 政樹